CHRPTER CHRPTER

1

1	法と経済学を学ぶ意味2
2	法と経済学が目指す状態3
3	対処すべき課題 ····· 9

第

編

民

法

CHRPTER

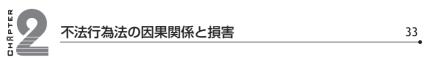
不法行為の帰責

17

過失責任と厳格責任

15/	CALCIMINAL .
1	概 念 整 理 ・・・・・・・・18
2	過失責任と効率性 ・・・・・・・19
	1 過失責任の大枠(20) 2 過失水準の設定——ハンドの 公式(21) 3 過失責任の前提——裁判所の過失認定能力 (23)
3	厳格責任と効率性 ・・・・・・・24
	1 厳格責任の大枠 (24) 2 厳格責任のメリット――ハンドの公式との比較で (26) 3 厳格責任の前提――裁判所の 損害算定能力 (27)
4	予見可能性 30
	1 予見可能性の低さと賠償責任の否定(30) 2 予見可能

性の低い場面での賠償正当化 (32)



7	_`+-	行為	*+ 4	◟ਜ਼	13 8 8 8	177	1.40	=
1	\sim	$rac{2}{2}$:+-()	ואוו	뽀뽀	1424	\sim 1 $_{\rm P}$	ᆂ
	.//	1 200	/A V.	<i>7</i> (23)	不し大	HVK		

_	-
,	٠,
٦	٦

	1	最適な損害の前提①――損害の内部化 ・・・・・・・34	
	2	最適な損害の前提②――損害賠償の機能 ・・・・・・・・35	
	3	事実的因果関係 · · · · 36	
	4	保 護 範 囲 ・・・・・・・・・38	
	5	金 銭 評 価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40	
	\mathcal{C}	厳格責任と因果関係・損害論での難点 ・・・・・・・・・・42	
	7	確率的因果関係の可能性 ・・・・・・・・・・・・・・・・43	
	8	私的損害と社会的損害のズレ … 44	
CHR PTER	不	法行為の拡張問題	47
	1	加害者の無資力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48	
	2	一方的注意と双方的注意 ・・・・・・・・・・・52	
		1 双方的注意状況への対処 (53) 2 過失相殺の「過失」 (54) 3 加害者に故意がある場合の過失相殺の限定 (56)	
	3	加害者多数 · · · · · 57	
		1 それぞれの過失と損害との間に事実的因果関係が立証できない場合 (57) 2 それぞれの過失と損害との間に事実的因果関係が立証できる場合 (59)	
	4	加害意図と賠償範囲拡張 ・・・・・・・・・59	
CHR PTER	所	有権とこの権利に特有な請求権	61
	1	所有権ルールの可能性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62	
	2	所有権ルールが優位となる場面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	3	所有権の意味と限界 ・・・・・・ 72	
CH8PTER	所	有権の分割	75
	1	所有権分割総論 76 1 所有権分割の概要 (76) 2 分割のメリット・デメリット (76) 3 分割された権利の自由譲渡性に伴うメリット・デメリット (80)	ı
	2	物権法定主義 · · · · · 81	
	3	共 有 83	į
	4	不動産賃貸借 · · · · · 84	,
GH8PTER ER	所	有権の取得	85
	1	所有権取得制度の概要・・・・・・・86	,
	2	公示制度としての登記・・・・・・87	,
		1 背信的悪意者の排除 (87) 2 登記を要しない物権変動 (90)	
	3	努力重視型と派生重視型の選択問題 ・・・・・・・・・・90	1
	4	取得時効 · · · · · 92	
		1 取得時効を認めるべき理由 (92) 2 ①証明困難回避を重視した説明——公示補完 (93) 3 ②権利行使懈怠責任と ③長期事実状態保護を重視した説明 (93) 4 事前の効率性 に注目した解釈 (95)	
0 H R P H E R	契	約の成立と効果	97
	1	分析の基礎となる契約によって目指すべき効率性 ・・・・・・・・・・・・ 98	í

	2	契約の意義	100
		1 履行がされることの意義 (100) 2 履行が先延ばしになっている契約を締結する意義 (102)	
	3	契約の効力	106
		1 損害賠償の基準額――賠償責任ルールの基準額はいくらであるべきか(107) 2 履行請求と損害賠償の選択――所有権ルールと賠償責任ルールはどちらを選択すべきか(109) 3 賠償範囲再論――賠償責任ルールか所有権ルールか(112)	
	4	契約の成立	113
		1 契約の成立時期 (113) 2 契約成立前の責任 (114)	
CH PTER	契	約の締結過程規制と内容規制	115
	1	契約締結過程の規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
	-	1 基本的視点 (116) 2 具体的場面 (117)	
	2	契約の内容規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	121
		 任意法規の解釈論(121) 2 強行法規の解釈論(127) 一般条項型内容規制の原型——公序良俗(128) 4 一般 条項型内容規制の特殊例——約款規制(131) 	
а В Н В Н В Н В Н В Н В Н В Н В Н В Н В Н	契	約の解釈と不完備	135
	1	契約の解釈 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	136
		1 契約解釈の概要 (136)2 マジョリタリアンデフォルトとしての解釈基準 (138)3 解釈基準の具体的利用例 (142)	
	2	契約の不完備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	144
		1 不完備契約の定義と原因(144) 2 不完備への対処と契 約制度の限界(145)	

CHRPTER	10	会社法の基本概念	149
	1	会社法の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
		1 契約の束による説明(150) 2 不完備契約を理由とする 決定権限(プロパティ・アプローチ)(153) 3 法人格と財 産分離(157) 4 小 括(161)	
	2	会社法の基本的な仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
		1 社員と債権者の違い (161) 2 会社の機関設計の基本的なルール (162)	
	3	株式所有構造と法制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
		1 世界の株式所有構造:集中型・分散型(165) 2 株式所有構造と法制度の関係(165)	
CHRPTER	11	株式会社の機関	169
	1	株式・株主の権利	170
		1 一株一議決権原則の経済的意義(170)2 一株一議決権の例外(172)3 決定権限と配当受領権限の一致を求めるその他のルール(174)	
	2	取締役・取締役会の地位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
		1 取締役会の役割(176) 2 取締役の対会社責任と報酬	

(178) 3 株主代表訴訟 (185)

③ 債権者保護 · · · · · · · 188 1 剰余金分配規制 (188) **2** 有限責任の弊害と対応 (195)



上場会	k+1;=	おけ	る」	-را	JI.
	1110	ひノレ	ישי	ν	$^{\prime}$

4	^	^
П	ч	ч

1	情報開示制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	200
	1 法律上の情報開示制度 (200) 2 情報開示制度の根拠 (200) 3 最近の開示義務の拡大 (203)	
2	インサイダー取引規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	204
3	敵対的企業買収と買収防衛策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	207
	1 敵対的企業買収の効用(207) 2 敵対的企業買収の弊害 (207)	
13	倒産法	213
1	倒産法の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	214
	1 残余権者の移転 (214) 2 囚人のジレンマ状況 (214) 3 再生手続 (217)	
2	再建計画	217
3	担保権の意義	218
文献リスト	(228)	
事項索引	(233)	
判例索引	(236)	

著者紹介

とく っ ぬきら 得 津 晶 [第 **10** 章~第 **13** 章執筆]

一橋大学大学院法学研究科教授

主要著作:

日評ベーシック・シリーズ『会社法』(共著、日本評論社、2021年)

"The 'Independence Day' of Payments Law? Fintech's Impact on Financial Regulation in Japan", Mark Fenwick, Steven Van Utysel, Bi Ying ed., Regulating Fintech in Asia: Global Context, Local Perspectives, Springer, pp. 139–162, 2020

にし うち やす ひと 西 内 康 人 「第**0**章~第**9**章執筆]

京都大学大学院法学研究科教授

主要著作:

『消費者契約の経済分析』(有斐閣, 2016年)

『担保法の現代的課題』(共著、商事法務、2021年)

「連帯債務と債務発生原因 | 判例時報 2615 号 (2025 年)

-CHAPTER-

第0章

法と経済学をつなぐ

「法と経済学」は、法学部生にとって必ずしも親近感の湧くテーマではないだろう。

この1つの理由は、法学部の学生にとって何のためにこれを学ぶのかよくわからないことが原因だろう。たとえば、民法・商法など法学部の主要科目であれば、それらの講義でその解釈論と理由付けについて学べばよく、あえて「法と経済学」を学ぶ必要はない。経済学が学びたければ、「法」と限定せずに経済学を学ぶべきだと感じるかもしれない。このように学ぶ意味・目的もわからずに学ぶのは、学ぶ者にとってつらいことである。そこで、筆者の1人(西内)の体験も交えつつ、どのような理由で「法と経済学」を学ぶのか、この章の前半(⇒1)でこれを明らかにしていこう。

別の理由は、法学部の学生にとって、別学問である経済学がわからず、また、法学と経済学という別の学問を地続きにする形でつなぐポイントは何かがわからない、という点にあるかもしれない。そこで、法学と経済学の関係を考える上で認識していると役立つ前提を、この章の後半(⇒2・3)で明らかにする。

ただ、この章の後半部分である②・3、特に②はかなり抽象的であり、この章に続く第1章以降で具体例を学んだあとの方が理解しやすい部分があるかもしれない。また、第1章以降の理解にとって事前に読むことが必須ともいえない。このため、読み飛ばして最後に回すということや、この章を参照する指示が出た場合に適宜参照してもらうことでもかまわないと、あらかじめお断りしておく。

ここではまず、法と経済学を学ぶ理由について考えてみよう。

▮(1) 間接的理由

一方で、この理由としては、知的好奇心を満たすためであったり、新しい考え方に触れることで自分の知識や思考の枠組みを豊かにするためであったり、ということが考えられるかもしれない。法と経済学は、民法・商法などの実定法との関係ではこの基礎となる基礎法学に分類されるのが通常であり、著者(西内)が学部や法科大学院で基礎法学を学んでいた際の理由としては、以上のようなものであったようにも思われる。これをかりに、間接的理由と呼んでおこう。

▮ (2) 直接的理由

(i) 実定法を基礎付けるものは意外とわからない

他方、その理由としては、実定法との直接的関連を考えることもできる。

この直接的関連をイメージするために、たとえば、契約はなぜ拘束力を持つのか、という問題を考えてみよう。この問題への回答としては、法律にそう書いてあるからという法実証主義的な理由のほかに、当事者の意思を尊重するべきだから(意思説)・与えるものと受け取るものとの等価性が維持されているから(等価性説)・当事者の信頼を保護するべきだから(信頼説)、というメタ的な理由付けがある。しかし、意思説では過去の約束が現在の自分を拘束する理由付けについて困難があること、等価性説では等価であることを当事者の主観と客観のどちらでどのように測るのか問題があること、信頼説ではたとえば契約締結上の過失のように信頼があっても契約の拘束力が認められない場面の説明に窮すること、などの問題がある。また、以上の1つまたは複数の理由でかりに説明ができると信じるとしても、われわれの社会生活を成り立たせる上で契約制度はどのような有用性があるのかといった点を考えることは説明を多角的

2 ● CHRPTER O 法と経済学をつなぐ

にして豊かにしてくれる。こうした有用性を考えるのが、法と経済学である。

(ii) 記述と規範

そして、こうした法と経済学の説明を考えることは、2つの意味がある。

第1に、記述的意味がある。すなわち、現在の法制度がどのような理由に基づいてできあがっているのか、この説明を与えることになる。この制度趣旨の説明は、われわれが法制度を覚える上で有用である。つまり、学部や法科大学院の授業で法制度の制度趣旨がまず語られるのが通例であるが、この制度趣旨の説明は、ともすれば無味乾燥に見える制度について納得した上で、これを覚えることを可能にしてくれる。

第2に、規範的意味がある。すなわち、現在の法制度を解釈する上では、制度趣旨にさかのぼった目的論的解釈が重要である。たとえば、民法の背景に権利保護という目的があるのだとすれば、人を奴隷として働かせる契約はこれを無効としないと奴隷的拘束の禁止を権利として定めた憲法 18条の目的が達成できないからこそ、公序良俗違反だと解釈されるべきなのである。また、目的が間違っていると思えば、制度自体を改廃するべきである。こうした目的論的解釈や法制度改廃のきっかけを与えてくれるのが、法と経済学での法制度の有用性分析である。

法と経済学には以上のような実定法とのつながりがあり、これを直接的理由 と呼ぶことにしよう。法と経済学は間接的理由のみならず、直接的理由によっ ても学ぶ価値のある学問である。



法と経済学が目指す状態

次に、より専門的な話になるが、法と経済学で分析する有用性とは何か、言い換えれば、法と経済学はどのような状態を目指そうとしているのか、この点を確認しておこう。難しければ読み飛ばしていただいて、最後に振り返って読んでいただく方がよい(また、この部分が理解できなくても、本書の理解に大きな支障はない)。

第 1 編

民法

PART

CHAPTER

U

1 不法行為の帰責

- 2 不法行為法の因果関係と損害
- 3 不法行為の拡張問題
- 4 所有権とこの権利に特有な請求権
- 5 所有権の分割
- 6 所有権の取得
- 7 契約の成立と効果
- 8 契約の締結過程規制と内容規制
- 9 契約の解釈と不完備

Т

19

16

過失責任の大枠を確認した上で、過失判断にとって決定的な結果回避義務がどのように設定されるのかを説明し、最後に過失責任の前提となっている裁判所の判断能力について見ていくことにしよう。

1 過失責任の大枠

■ (1) 過失責任の枠組み――結果回避義務違反に対する賠償責任

過失責任の枠組みをざっくり述べると、加害者が結果回避義務を履行した方が履行しなかった場合よりも社会的な費用・損害が少なくなる場合に、結果回避義務違反に対して損害賠償というペナルティを課すことによって、結果回避義務の履行を加害者に動機づけるものである。

▮ (2) ケースの検討

CASE 1-1

制限速度 40km/h という道路を考えよう。つまり、①結果回避義務は 40km/h 以下で走行することだとしよう。また、②加害者たる自動車運転手は速く走れば走るほど利益が得られるとしよう(速く走れば走るほど利益が大きくなる理由は、到着時間が早くなるからなのかもしれないし、単にスピードが楽しいからかもしれない)。そして、制限速度 40km/h が社会的利益を最大化する数値例として、30km/h・40km/h・50km/h で走ることにより加害者に生じる利益はそれぞれ35・45・50 となり、1000 の損害をもたらす事故の確率をそれぞれ3.4%、4.2%、5.5%、と考えよう。

	走行速度:30km/h	走行速度:40km/h	走行速度:50km/h
加害者の走行利益	35	45	50
損害の期待値	34	42	55
頂合の知行他	(損害 1000×確率 3.4%)	(損害 1000×確率 4.2%)	(損害 1000×確率 5.5%)

この場合に、過失責任がなければ、加害者にとって制限速度 40km/h を超えて走るのが合理的である。というのは、②の仮定により、40km/h で走るより、たとえば 50km/h で走った方が加害者にとっての利益は大きくなるからである。他方、過失責任があれば、40km/h を超える速度で走行して交通事故を起こせ

20 ● CHRPTER 1 不法行為の帰責

ば、つまり、①の仮定により結果回避義務違反が認定されて事故を起こしたとすれば、加害者は被害者の人身損害などを賠償しなければならないので、40km/h を超えて走行した場合に負担する損害賠償費用の期待値が跳ね上がることになる。そこで、加害者にとっては、40km/h を超えない速度で走行することが、合理的となる。この40km/h を超えない速度のうち、②の仮定により40km/h が一番加害者にとって利益が大きいはずだから、加害者は40km/h で走行すると予想される。

CASE 1-1 の数値例だと、次のような計算結果になる。

	走行速度:30km/h	走行速度:40km/h	走行速度:50km/h
	35	45	-5
	(無過失であって賠償	(無過失であって賠償	(走行利益 50 から損
加害者の総利益	義務がなく走行利益	義務がなく走行利益	害期待値55〔損害
	のみ)	のみ)	1000×確率 5.5%〕
			を引いたもの)

以上の結果,加害者にとって利益が最も大きい 40km/h 走行に誘導される。 注目すべきは,走行速度 40km/h と 50km/h との間で,損害賠償義務を課す ことにより加害者の総利益が大きく変動していることである。このことは過失 責任の大きな特徴であり、厳格責任との違いでもある (⇒ 31)。

2 過失水準の設定――ハンドの公式―

| (1) ハンドの公式の定義

そこで次に問題となるのは、過失責任においてどのように過失を設定すれば 効率性が実現されるかである。ここで過失責任の場合、結果回避義務の基準と しては、ハンドの公式が使われる。ハンドの公式を――わかりやすさのために やや不正確な形で――定義すると、以下の3つの大きさを比較することにより 結果回避義務を導く公式であると定義される。

- (a) 結果回避義務を課すことによって犠牲にされる利益
- (b) 結果回避義務の履行により損害発生の確率が低減する程度
- © 結果回避義務違反があると発生すると見込まれる損害の大きさ

第**2**編 会 社 法



GH只PTER 10 会社法の基本概念

- 11 株式会社の機関
- 12 上場会社におけるルール
- 13 倒産法

▮(2) 財産分離

そのような疑問に対して、現在、契約の束では解消されない法人格の意義としていわれているのは**財産分離** (asset partitioning) という機能である。これは、会社(法人)の保有する財産が会社の構成員(社員)の財産から分離されているということである。

CASE 10-2

会社の社員の 1 人が、100 万円の債務を負っており、それを返済できない。この場合に、社員の債権者は会社の有する財産に対して差押えが可能か。

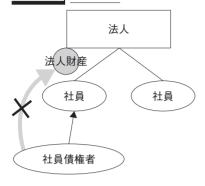
会社の社員が債務を負い、それを返済できない場面であっても、社員の債権者は会社の有する財産に対して差押えなどの強制執行をすることはできない (⇒図表 10-2)。

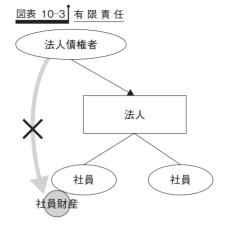
社員が会社の構成員としての地位(持分)を保有しており、この会社の持分に経済的価値が認められれば、社員の債権者は、この持分に対して強制執行をかけることができる。場合によっては、その結果、取得した会社の持分に認められている権限を駆使して、会社を解散・清算することで、会社の財産の分配を受け、それをもって債権を回収することもある。

だが、それは会社の持分を保有したことによって認められた権限に基づくものにすぎない。持分の割合が小さければ会社を解散させることはできない。なにより、社員の債権者が組織の保有する財産に直接に強制執行を仕掛けることはできない。これが法人に認められる財産分離である。

このような財産分離のメリットは、法人の債権者にとって、自身の債権を回収するには法人の支払能力のみを注意していれば足り、社員の支払能力を気にせずに済むという点が挙げられる。このような債務者へのモニタリングを法人のみに限定できる点に財産分離としての法人格のメリットがある。

図表 10-2 財産分離





▮ (3) 有限責任

CASE 10-3

法人が 100 万円の債務を負っており、それを返済できない。この場合に、法人 の債権者は法人の社員に債務の履行を請求できるか。

ここまで、法人の財産が構成員たる社員の財産・取引から分離していることを説明した。これと反対に、社員の財産が法人の財産・取引から分離していることもある。法人が債務を弁済できない場合に、その責任を社員には追及できないという状況である。これを有限責任という(⇒図表 10-3)。この有限責任は、日本法ではすべての法人に認められているわけではない。法人の中でも株式会社や合同会社といった一部の法人にのみ認められており、合名会社は無限責任とされ、合資会社では一部の社員(無限責任社員)に対しては無限責任とされている。これに対して、財産分離(法人財産の、社員財産からの独立性)はすべての法人に認められている性質である。

有限責任によって、社員の債権者は、自らの債権回収のためにモニタリングをしなくてはならないのは債務者である社員の支払能力のみで足り、法人の支払能力を調査するモニタリングコストを節約することが可能となる。

わたし(西内)が、コロナ下において法と経済学の教科書を書かないかという話をいただいたのは、2020年のことである。わたしにとってこの仕事を引き受けるべきと考えた理由はいくつかあるが、本書の特徴と関係する2つの点を挙げておこう。

第1に、法と経済学で私法の大まかな見取り図を示すことは、ライフワークの一方向を(一部とはいえ)完成させるという意味がわたしにとってあるからである。この背景として、研究者になって以来、契約責任と不法行為責任は、広い意味で言えば帰責性を発生根拠とする点で共通するところ、不法行為責任に対して契約責任の独自性はどのようなものか、この説明がわたしの関心事項となってきた(法律時報 2024年7月号特集で執筆した「企画趣旨」も参照)。京都大学法学部という知的環境はこうした問題関心に対して、自己決定という一定の解を与えてくれた。しかし、目的論的解釈で契約に独自の効果を与える上で重要となるメタな問い、たとえば、自己決定はなぜ保護され、また、そこから責任を発生させるのかというメタな問いに対しては、法学内部の議論では十分な解を見出せなかった。そして、ドイツ団体法を扱うという形で変化球の方向からこういった解を考えようとしては挫折していたわたしに対して、一定の解を与えてくれたように感じられたのは、アメリカ留学の際に本格的に勉強した法と経済学だった。こうした法と経済学というツールを用いて不法行為と契約の特徴の違いを記述するのは、それ以来、わたしの目標の1つだったといえる。

第2に、法と経済学には良い訳書がたくさんあるものの、特に民法を扱うものについては種々の難点があったからである。まず、出版年数が古く、その後の法と経済学の発展を適切に反映しているとは言い難い。また、古くない本であっても、絶版となっている本がある。さらに――そして、個人的にはこういった点の問題が大きいと思うのだが――、法と経済学の論者がアメリカ法に集中していることもあってか、分析の際に焦点を当てる例や法制度ではアメリカ法やこれに似た法制が前提とされており、英米法と対比される大陸法をベースにした部分が多い日本法(特に日本の民法)を学ぶ際には直接に役立たないの

ではないかとの問題意識があった。法と経済学が適切に受容され、研究・実務のツールとしても一定の地位を得るためには、ポズナーが行ったようにその国の法状況に照らして平易な言葉で語る教科書を出版することが欠かせない。こうした事情もあって、研究・教育の基礎として法と経済学を根付かせる上で、日本法に則した法と経済学の教科書を出すことは、わたしの目標のもう1つとなってきた。

以上のような理由から、本書の少なくとも民法部分は、不法行為に対して契 約の自立性を支える理由は何かを示すこと、また、日本法に則して法と経済学 の説明を行うこと、こういった点を意識するものとなっている(そして、これ までの論考の一部を利用して読みやすくなるよう修正した部分も多い。第4章は「権利 |濫用の認定基準に関する一試論――所有権の機能分析の観点から」法学論叢 195 巻 1 号 1頁「2024年」 第**8**章は「行動経済学と契約規制 | NBL1273 号 4 頁「2024年」が元と なっている)。たとえば 日本法に則した記述としては 日本法において過失責 任との比較でこれを認める一般的な条文がない厳格責任についてなぜ厳格責任 が一般的には認められないのかを示すことに焦点を当てている。また、アメリ カ法には直接的には存在するとは言い難い物権法定主義についても、説明を心 掛けている。さらに契約法の自立性を意識した記述としては、契約責任と契約 締結上の過失を対比して、前者では履行インセンティブが、後者では関係特殊 投資の保護が、それぞれ重視されることを示して契約責任の特殊性を強調して いる。これ以外にもいろいろな点から以上のような問題意識に沿った記述を (わかりやすく?) 行ったつもりだが、元来説明下手なのでうまくできたかは全 く自信がない。第2版が出るという形で改善の機会をいただけたなら、改善で きるようにしたいところである。

自分語りや本書の(民法部分の)紹介はこのあたりにして, 謝辞を述べておこう。

まず、指導教官やこれに準じる立場としてお世話になった佐久間毅先生、山本敬三先生、潮見佳男先生に御礼を申し上げたい。三先生からの折に触れた指導や刺激がなければ、(解釈論をやるだけならここまで考える必要はなかったかもしれないとはいえ)ここまで深く、民法の制度はなぜあるのかというメタ的な問いに考えを巡らせることはなかっただろう。

次に、有斐閣で編集に携わっていただいた荻野純茄さん、一村大輔さんにも 御礼を申し上げたい。わたしが共著者たる得津晶先生と編集会議やメールで好 き勝手にやり合うことについて、発想をつぶさないようにしつつも脱線しない ように、また、ストゥディアシリーズに備わるべきわかりやすさを備えられる ように、我慢強く誘導していただくことがなければ、本書は成立しなかっただ ろう。

また、やや形式的なこととの関係では、「法と社会科学をつなぐ」のオマージュとして「法と経済学をつなぐ」という章題を使うことを許容してくださった飯田高先生にも御礼を申し上げたい。

得津晶先生の貢献は言うまでもない。わたしに単に友達が少ないことが問題だともいえるが、忌憚なく率直に意見を言い合える得津先生が商法側で協力してくれなければ、本書は完成どころかスタートラインにすら立てなかっただろう。また、得津先生の執筆部分はストゥディアシリーズにふさわしいわかりやすい記述がされており、わたしの部分でわかりやすい記述があるとすれば学生のことを第一に考える得津先生のコメントによるものだと考えてよい。

最後に私事になるが、妻と二人の子にも「ありがとう」と述べておきたい。

2025年1月

執筆者を代表して 西内康人

●基 礎 法

・平野仁彦ほか『法哲学』(有斐閣, 2002年)

少し古いが、功利主義や帰結主義、法と経済学といった観点につき法哲学の立場から概説されている本。特に、「法的思考」の箇所は、法解釈にとって経済学的思考をどのように生かせるかについて考えさせてくれる。

・瀧川裕英ほか『法哲学』(有斐閣, 2014年)

上記平野ほか『法哲学』に比べて新しめの法哲学の書籍であり、例や現代的問題とともに考えさせてくれる。功利主義内部の要素分解や説の整理では上記の書籍よりこちらの方が詳しく、わたし(西内)もこうした分類中の統治功利主義という考えに大きく影響を受けている。

・草野耕一『会社法の正義』(商事法務, 2011年)

功利主義的判断を実践する形で最高裁判事を務めた弁護士による読みやすい書籍。途中からは後述する法と経済学の(会社法における)応用問題に入っていくが、最初のあたりでは会社法で有力な富最大化ないしカルドア = ヒックス的な基準としての法哲学的問題も詳細に扱っている。なお、経済学的な考え方も取り込みつつ、法学的な考え方ともより穏当に調和させたいと考えるなら、田村善之『市場・自由・知的財産』(有斐閣、2003年)をはじめとした田村先生の一連の著作と対比しつつ読むとよいかもしれない。

・飯田高『法と社会科学をつなぐ』(有斐閣, 2016年)

経済学に限らないが、経済学・心理学といった社会科学から議論をスタートして、これら学問と法学との関係を考えさせてくれる書籍。この書籍の著者は法社会学者に分類される学者であり、法が前提とする社会の分析、また、法が社会に与える影響の分析といった点への関心が反映されている。

●経済学

・石田潤一郎 = 玉田康成『情報とインセンティブの経済学』(有斐閣、2020年)

【有斐閣ストゥディア】 法と経済学

Law and Economics

2025年3月20日初版第1刷発行

著 者 得津晶・西内康人

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17

https://www.yuhikaku.co.jp/

装 丁 キタダデザイン

印 刷 萩原印刷株式会社

製 本 大口製本印刷株式会社

装丁印刷 株式会社亨有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2025, Akira Tokutsu, Yasuhito Nishiuchi. Printed in Japan ISBN 978-4-641-15122-2

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行 業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

□ZOPY 本書の無断複写(コビー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。